ITF-JC
交運労協ニュース No. 12

港区芝浦3－2－22　田町交通ビル3階　　発行日 2025 年5月1日
TEL:03-3769-6571　FAX:03-3769-6570　　発行人 慶島 譲治
交運労協URL　http://www.itf-jc.jp

【2025年政策･制度要求】

警察庁から回答を受け、意見交換を行う！

交運労協は、４月22日16時より、合同庁舎２号館19階会議室において「2025年政策・制度要求」について警察庁から回答を受けた。警察庁から交通規制課、交通企画課、交通指導課、運転免許課の参加があり、交運労協から福田副議長（自治労・都市交評議長）をはじめ６名が出席した。

冒頭、福田副議長は、「人手不足の中、働きやすい職場環境を実現する必要があり、また責任ある仕事だからこそ、我々の要求も聞いていただきたいという項目もある。短い時間であるが、実りのある意見交換をさせていただきたい」と挨拶した。

以降、同庁から以下の要求項目について、回答を受けた後、各構成組織よりそれぞれ質問および要請を行い、意見交換を終了した。主な発言内容は以下の通りである。

【二輪車の危険走行について】

（鎌田・交通労連軌道バス部会事務局長）

現実として二輪車の危険な運転が散見される。現行犯でなければ逮捕できないものか。

（警視庁）

基本的には指導と取締を行う。

（鎌田）

もう少し強力な指導ができないか。組合員のドライバーが危険な運転をしている二輪車を巻き込んでしまい、死亡事故まで至らなかったものの、それが原因で怖くて運転をやめたいと意思表明した事例があった。ぜひ強力な指導をお願いしたい。

（福田）

二輪車を回避するための車内転倒事故がなかなか表面化せず隠れている実態がある。

（慶島事務局長）

乗合バスの事故の類型で一番多いのは車内事故であり、ドライバーが車内事故を起こすと安全運転義務違反に問われるが、二輪車を回避して、車内事故を起こして安全運転義務違反に問われるというのは、これだけドライバーの離職が進んでいる中、さらに貴重な人材が失われていくという事態になってしまう。

【「新たなモビリティ」の危険走行について】

（慶島）

モペットの販売に際しての「販売店による交通ルールの周知徹底」について、インターネット上での販売ではどのように周知するのか。

（警察庁）
販売事業者・シェアリング事業者等の関係事業者、関係省庁から構成する官民協議会にプラットフォーム事業者（Amazonや楽天など）も参画しており、インターネット上の販売に関しても「交通ルールの周知」をお願いしている。対面取引・非対面取引に関わらず、等しく周知と運転免許の確認をお願いしていく。我々のガイドラインで求めているのは、「これは原動機付き自転車（原付）である」と明示すること、購入者に対して免許の所持の確認からさらに踏み込んで免許証の券面でしっかり確認をして欲しいということだ。
（福田）
バイクであるが自転車になることができ、歩道に上がって、また車道に出てきてといった危険運転が散見される。
（慶島）
おそらく道路交通ルールの遵守については我々も警察庁も思いは一緒だろう。警察の皆様にもぜひ我々が安心して働ける道路環境をぜひ整備していただきたい。
（入倉・運輸労連書記次長）
産別として8,023名のドライバー（配達・長距離）からフードデリバリーの交通実態についてアンケートを行った。フードデリバリー、自転車と原付自転車、キックボード、それぞれが危険な運転をしている傾向があるとみている。往々にしてあるのは、二輪車のすり抜けと死角から急に出てくるといったことだ。実際に事故に遭ってから何か対処するではなく、事前の対策が必要だ。

＜2025政策・制度要求（警察庁）＞

１．社会のインフラとしてのトラックの駐車規制の見直しについて
２．自転車の走行環境の整備・促進について
３．過積載運行の根絶に向けた取り組みの徹底について
４．過労運転による事故防止のための施策の推進ついて
５．第二種免許等の受験資格の見直しについて
６．バス運転者の車内人身事故発生時の措置について
７．トラックに対する妨害運転への対応について

以　上